【転出時の手続きについて】

項　目	千早赤阪村での手続	担当課	新しい住所での手続
印鑑登録をしている	印鑑登録手帳を返却してください。 ※転出予定日の前日までは証明書が交付できます。必要な場合は転出証明書と印鑑登録手帳（返却していない場合のみ）を持参してください。転出予定日以降は交付できません。	住民課	必要な場合は新たに登録してください。
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている	国外へ転出する場合のみ手続きが必要です。		転入届の際に継続利用の手続をしてください。 ※暗証番号の入力が必要です。
国民年金に加入している 公的年金を受給している	手続はありません。 国外へ転出する場合はお問い合わせください。		原則手続は不要です。 不明点は転入先にお問い合わせください。
国民健康保険に加入している	資格確認書等を持参してください。		転入時、すみやかに加入手続をしてください。
後期高齢者医療制度に加入している	資格確認書を持参し、喪失届を提出してください。		資格取得の届出をしてください。 府外の場合は負担区分等証明書が必要です。
原動機付自転車（ミニバイク125cc以下）を持っている	ナンバープレート・申告済証を持参し、廃車手続をしてください。	税務課	申告済証を持参し、ナンバープレートの交付を受けてください。
ごみシールを使用している し尿のくみ取りをしている	転出の人数によって、手続が必要な場合があります。	農林環境課	各市町村で異なります。転入先にお問い合わせください。
こども園、幼稚園、保育園等に通っている	退園に伴う手続をしてください。	こども課	必要な場合は転入先で手続をしてください。
ひとり親家庭医療・子ども医療証を持っている	各種医療証を持参し、資格喪失届を提出してください。		各市町村によって制度が異なります。転入先にお問い合わせください。
児童手当を受給している	受給事由消滅届を提出してください。		転入した日より１５日以内に請求手続をしてください。
（特別）児童扶養手当を受給している	（特別）児童扶養手当証書を持参し、住所変更届を提出してください。 ※手当が全部停止の場合を除きます。		各市町村で異なります。転入先にお問い合わせください。
介護保険の被保険者である ※65歳以上の方 ※要支援・要介護認定を受けている方	被保険者証等を返却し、保険料を精算してください。	福祉課	転入した日より１４日以内に手続が必要です。 転入先の市区町村にお問い合わせください。
重度障がい者医療証を持っている	医療証を持参し、資格喪失届を提出してください。		各市町村によって制度が異なります。転入先にお問い合わせください。
公立小中学校に通っている	在籍していた学校から、転校用在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。	教育課 各学校	転校用在学証明書と教科書給与証明書を持参してください。
水道について	「水道の手続き」を参考に、必要な場合は手続してください。	水道センター	各市町村で異なります。転入先にお問い合わせください。

※上記以外にも手続が必要な場合があります。詳細、不明点は各担当課にお問い合わせください。